

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第5回）
議事概要

- 1 日時：令和4年3月29日（木）15:00～17:00
 - 2 場所：WEB 会議による開催
 - 3 出席者：
 - ・ 構成員
中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、巽構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー
日本郵政株式会社 大角 DX 推進室長
日本郵便株式会社 戸田経営企画部調査室長
小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長
西嶋オペレーション改革部長
五味郵便・物流事業企画部部長
鈴木郵便・物流業務統括部集配企画室長
個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官
内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長
 - ・ 日本弁護士連合会 富田隆司弁護士会照会制度委員会副委員長
佐藤三郎弁護士会照会制度委員会委員
加藤文人弁護士会照会制度委員会委員
諸橋奈津子法制部法制第一課
 - ・ 総務省
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課
情報流通行政局郵政行政部 今川郵行部長、高田企画課長、
寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）
 - 4 議事次第
 - (1) これまでの議論について
 - (2) 事務局 説明 「郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る情報の提供が可能な事例の検討」
 - (3) 事務局 説明 「地方公共団体等からの委託を受ける場合の留意点」
 - (4) 意見交換
 - 5 議事
議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。
- 事務局より、これまでのデータの取扱いWG及びデータ活用推進WGの議論について説明があった。

- 事務局より、郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る情報の提供が可能な事例の検討について説明があった。転居届に係る情報等は郵便法第8条第2項に属することを維持しつつ、郵便物に関して知り得た他人の秘密について、情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められるため情報提供が可能な事例として、新たに、大規模災害や事故等の緊急時の被災者情報等の提供、税の滞納整理事務に協力する場合及び弁護士会照会における転居届に係る情報の照会を郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説(以下「ガイドライン解説」)に追記していく方向で検討する。なお、弁護士会照会については、DV・ストーカー被害等防止の観点から、これまでのWGにおいて、「照会の目的が適正かどうか(DV・ストーカー被害等のおそれがないか)を審査するよう弁護士会に求めるという方法もあるのではないか」と提起されているところ、DV・ストーカー被害等のおそれがない訴えであることを担保する文言をガイドライン解説に記載することを検討する。
- 日本弁護士連合会より、弁護士会照会における転居届に係る情報の提供の検討について以下のとおり意見が表明された。
 - ・ 弁護士会照会に対しては、電話会社、電力会社、水道局、不動産会社等多数の照会先から回答をいただいております、これまでDV・ストーカー等の問題が起こったことはないと認識している。DV・ストーカー等の問題になりそうな案件は、弁護士会の方で厳しく審査をしている。
 - ・ 弁護士会照会の照会申出書に記載する照会理由を見ると、破産管財人、相続財産管理人、企業が申出依頼者であり、DV・ストーカー等の心配は極めて少ないケースも多い。個人が申出依頼者であって危険性が少しでも感じられた場合は、弁護士会が申出会員に詳細を確認し、更にリスクを小さくするようにしている。
 - ・ 例えば、判決を得て強制執行を行なう事例では、判決を得るまでに至った者であればその債務者の情報、住所情報を教えることについて正当な利益があると判断して審査を通してしている。また、詐欺被害者が加害者に対する損害賠償請求を行なう事例のように、目的が明確に判明している者であればDV・ストーカー等の事案ではないと判断して審査を通してしている。
 - ・ 弁護士会照会が郵便局に届いた時点で弁護士会の審査は経ており、DV・ストーカー等のおそれがないということであるため、ガイドライン解説には「弁護士の照会申出を審査して照会することを適当と認めた上で」との記載で十分であり、日本郵便も履行しやすいのではないかと。
- 構成員より、弁護士会照会における転居届に係る情報の提供の検討について以下のとおり意見が表明された。

- ・DV・ストーカーの問題が実態として起きていなくても、郵便に関して知り得た他人の秘密が守られるべきという国民の期待に鑑みて、比較衡量の結果それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められるときに第三者提供が可能としている。このため、弁護士会がDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない訴えであり適当と判断した者による照会に限り提供が可能であることをガイドライン解説に明記すべき。
 - ・弁護士会照会に対応しない場合の罰則がない中で、転居届に係る情報を比較衡量の結果出すためには、ガイドライン解説にどのような記載があれば日本郵便が情報提供する運用が可能になるか議論すべき。
 - ・転居届に係る情報提供は、住民票を異動できない状態で転居している者も対象に含まれ、非常にセンシティブである。ガイドライン解説の記載ぶりに関わらず、弁護士会により適切に審査が行なわれていることは理解するが、郵便局に出した転居届が弁護士会照会で安易に出されてしまうという印象を与えないために、DV・ストーカー等のおそれがないことをガイドライン解説でも文言ではっきりと示すことが重要である。
 - ・転居届に係る情報は、単なる住所情報とは異なり、確実に現在居住する場所が判明してしまうことから非常に重い情報である。DV 加害者が損害賠償請求の形を取って DV 被害者の住所を突き止めようとするケースもあるため、DV・ストーカー被害等に留意すべきという問題意識があることはガイドライン解説に明記することが望ましい。
 - ・税の滞納整理事務においては税務職員に情報が渡るのみであるが、弁護士会照会は弁護士が受任した事件に関して利用する制度であり、依頼者が訴訟を提起する際には相手方の氏名及び住所が必要となるため、制度上照会申請した弁護士から当該弁護士の依頼者に情報が渡る可能性があることから、懸念が表明されているものである。
 - ・現状、転居届に係る情報は郵便物に関して知り得た他人の秘密に含まれるという整理がなされているため、電気通信事業において個人情報と整理がされている個々の契約者の住所、氏名等とは位置づけが異なる。
 - ・憲法第 21 条の通信の秘密に由来する信書の秘密及び郵便物に関して知り得た他人の秘密は、個人のプライバシーという保護法益だけでなく、郵便制度そのものに対する信頼という保護法益を含んでおり、比較衡量において検討すべき利益として考慮すべきである。
- 事務局より、地方公共団体等からの委託を受ける場合の留意点について説明があった。郵便局データ活用ニーズへの対応の方向性として、①津々浦々走っている郵便車両・バイクや郵便局員のデータ収集能力に対して非常に期待が高いこと、

- ②地方部における空間情報のデータ収集・整備の業務受託については一定の需要が見込まれること、③道路の維持管理、空き家対策など、公的な分野においてその要請に応える取組を他に優先して取り組むべきこと、等が提示され、本WGにおいて日本郵便が、地方公共団体等から委託を受けて、地方部における空間情報のデータ取得等の調査業務を行うに当たって、留意すべき事項を検討する。
- 構成員より、地方公共団体等からの委託を受ける場合の留意点について以下のとおり意見が表明された。
- ・令和3年に改正された個人情報保護法第66条第2項第1号にて、安全管理措置に関して、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた民間事業者も行政機関等と同じ安全管理措置を講じなければならないとされている。日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて取得する個人情報については、散在情報も含めて、安全管理措置を講ずる必要がある。
 - ・本人関与の実効性確保の観点から委託元を明示することとしているが、オプトアウトの対応についても検討が必要ではないか。
 - ・日本郵便が委託を受けて空家の可能性のある建物の調査を行なう場合においては、個人情報保護法との関係では不適正な利用の禁止について、プライバシー保護との関係では委託元における目的の正当性・必要性についての考慮が必要ではないか。また、利用目的等明示の義務や委託先である日本郵便の監督義務が委託元である地方公共団体自身に生じる旨を強調すべき。
 - ・日本郵便が委託を受けてプローブデータやカメラ画像等の街路データを取得する調査業務を行なう場合について、私有地の撮影をするものではないということを明示すべきではないか。
 - ・日本郵便が委託を受けてプローブデータやカメラ画像等の街路データを取得する際は、どの地方公共団体等の委託を受けてデータを取得しているかを郵便車両に表示しなければならない旨をガイドライン解説に明確に記載すべきではないか。
 - ・受託調査業務を行なう場合は、受託業務にて取得した個人データを受託した事業者自身の目的では利用してはならないといった個人情報保護法におけるルールへの配慮が必要。

(以上)